

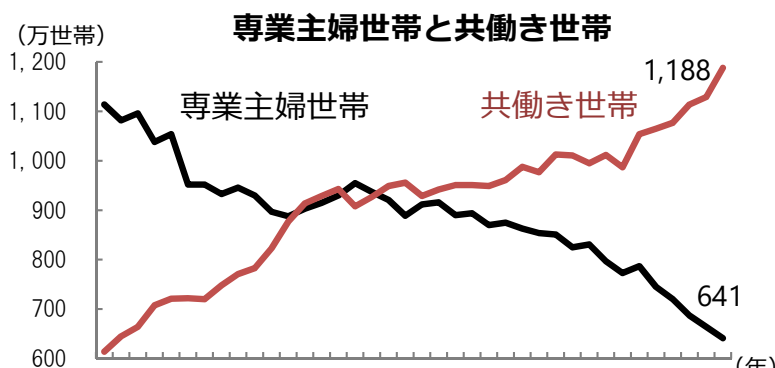
社会保障について (参考資料)

財務省主計局
平成30年4月19日

子供・子育て分野の効果的・効率的な支援

【論点】

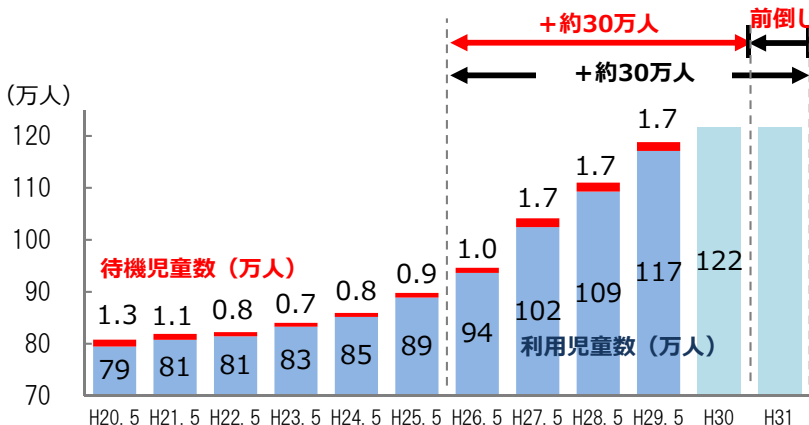
- 全世代型社会保障の実現に向けて子供・子育て分野の充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、現行の施策についても、優先順位付けも含めた不断の見直しをしていく必要がある。
- 具体的には、特例給付も含めた児童手当のあり方の見直しや保育所運営費の公定価格の適正化などについて、今後、新しい「計画」の中で実現していくことを検討する必要がある。



(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

(注) 「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

放課後児童クラブの利用児童数・待機児童数の推移



(出所) 厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況」（毎年5月1日現在）

(注) H30・H31については、「放課後子ども総合プラン」実施による見込み値。

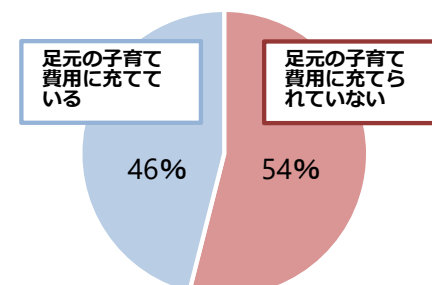
児童手当及び特例給付の概要

概要	対象児童数 (30年度予算)
○0～3歳未満 一律15,000円	1,515万人
○3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	
○中学生 一律10,000円	
○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	136万人

児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

収入の例	児童手当支給額（月額）
世帯収入1,200万円 夫 収入1,000万円 妻 収入200万円	特例給付10,000円 小学生 5,000円 3歳未満 5,000円
世帯収入1,200万円 夫 収入800万円 妻 収入400万円	児童手当25,000円 小学生 10,000円 3歳未満15,000円

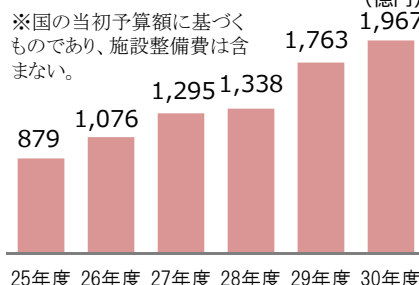
特例給付の用途別使用金額の構成比



(出所) 厚生労働省「平成24年児童手当の用途等に係る調査」

(注)「足元の子育て費用に充てられている」とは、子どもの生活費、子どもの教育費、子どものおこづかい等に充てられている金額を合計したもの。
「足元の子育て費用に充てられていない」とは、日常生活費や貯蓄・保険料等に充てられている金額を合計したもの。

放課後児童クラブの運営費の推移（公費ベース）



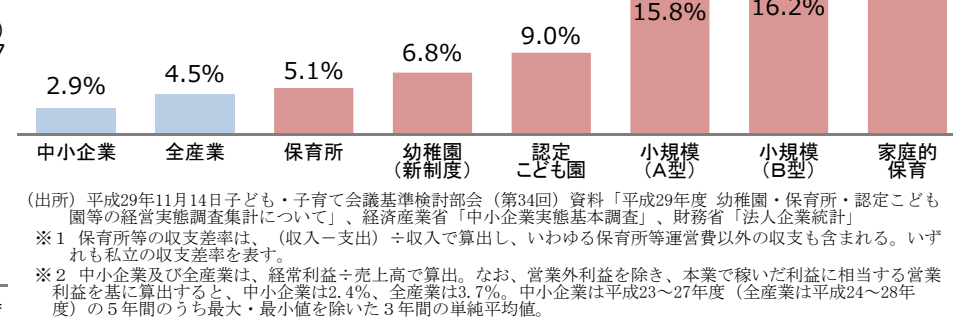
公定価格に関する議論の整理（平成30年1月17日子ども・子育て会議（第34回）配布資料から抜粋）

（今後の方向性）

○ 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定

○ 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討 ○ 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

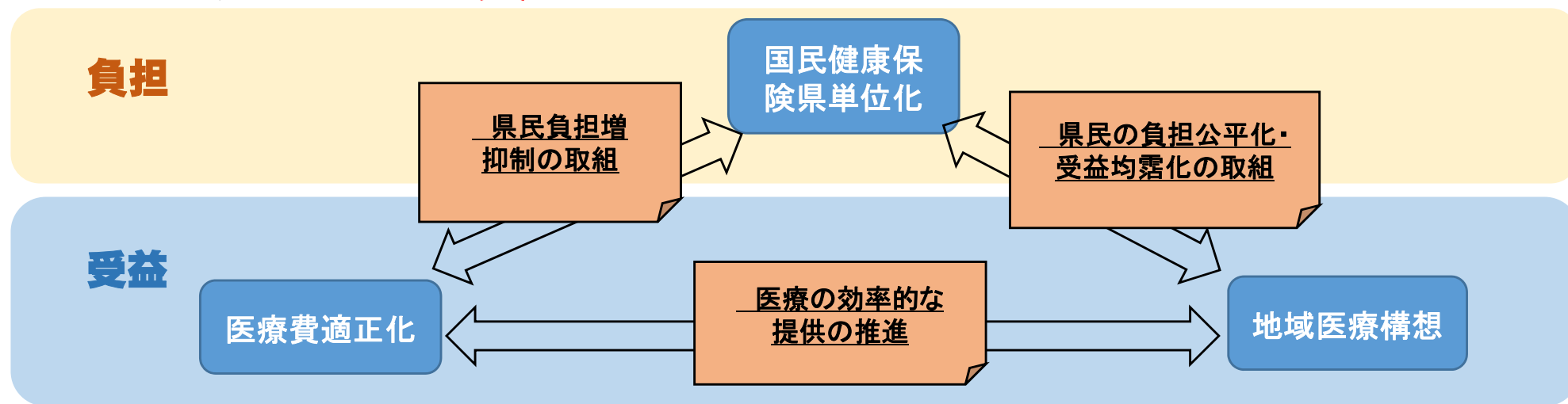
平成28年度保育所等の収支状況



(出所) 平成29年11月14日子ども・子育て会議基準検討部会（第34回）資料「平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計について」、経済産業省「中小企業実態基本調査」、財務省「法人企業統計」
※1 保育所等の収支差率は、（収入－支出）÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。いずれも私立の収支差率を表す。
※2 中小企業及び全産業は、経常利益÷売上高で算出。なお、営業外利益を除き、本業で稼いだ利益に相当する営業利益を基に算出すると、中小企業は2.4%、全産業は3.7%。中小企業は平成23～27年度（全産業は平成24～28年度）の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

- 「奈良モデル」の一つの到達点として、**国保県単位化**の枠組みを整備（本年4月よりスタート、平成36年度完成）。
- 平成36年度に**保険料水準を統一**。
一般会計からの**法定外繰入**は平成30年度に**解消**。
⇒県民の負担（保険料負担）と受益（医療費）の関係を「見える化」。
- 県民負担の上昇を抑制するため、公費を有効に活用。
抑制的な医療費目標を設定し、県が医療費適正化を主導する体制を整備。**地域別診療報酬**の積極活用を検討。

県は、今後、県民の**負担と受益**を総合的にマネジメント



(参考) 介護保険制度の被保険者 (加入者)

- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者(第1号被保険者)、②40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人 数	3,382万人 (65～74歳:1,745万人 75歳以上:1,637万人) ※1万人未満の端数は切り捨て	4,204万人
受 給 要 件	・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定
要介護(要支援)認定者数と被保険者に占める割合	607万人(17.9%) 〔 65～74歳: 76万人(4.4%) 75歳以上: 531万人(32.4%) 〕	14万人(0.3%)
保険料負担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

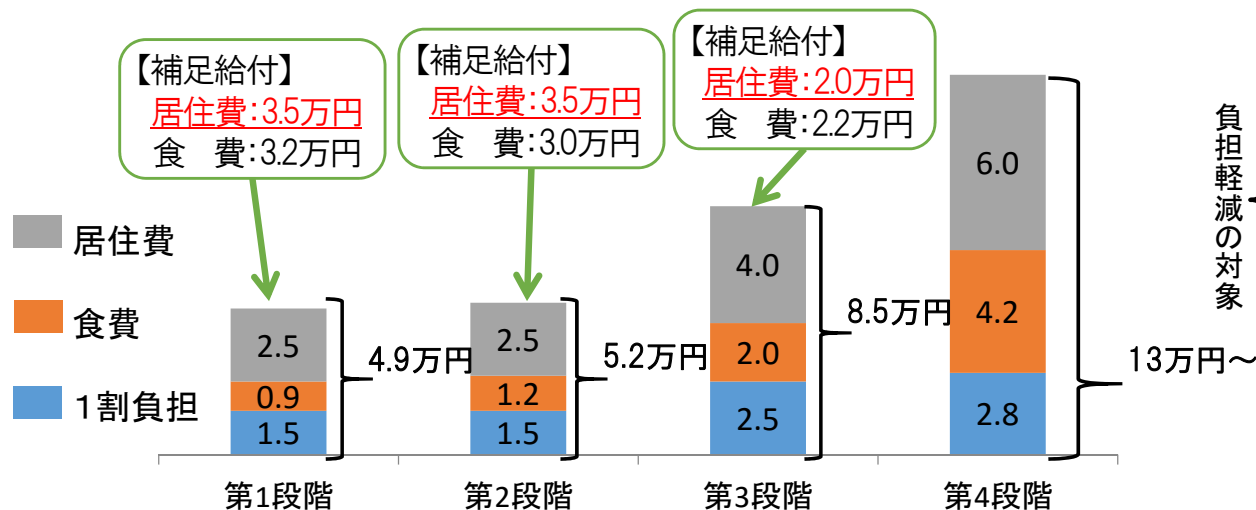
(注) 第1号被保険者の数は、「平成27年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成27年度末現在の数である。
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成27年度内の月平均値である。

食費・居住費の軽減(補足給付)の見直し(資産等の勘案)

平成27年8月施行
(一部平成28年8月)

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

＜現在の補足給付と施設利用者負担＞ ※ ユニット型個室の例



第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外
第4段階～	・市町村民税本人非課税・世帯課税 ・市町村民税本人課税者

(※) 認定者数: 119万人、給付費: 3338億円[平成26年度]

＜要件の見直し＞

① 預貯金等

一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超)がある場合には、対象外。→本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ(加算金)を設ける

② 配偶者の所得

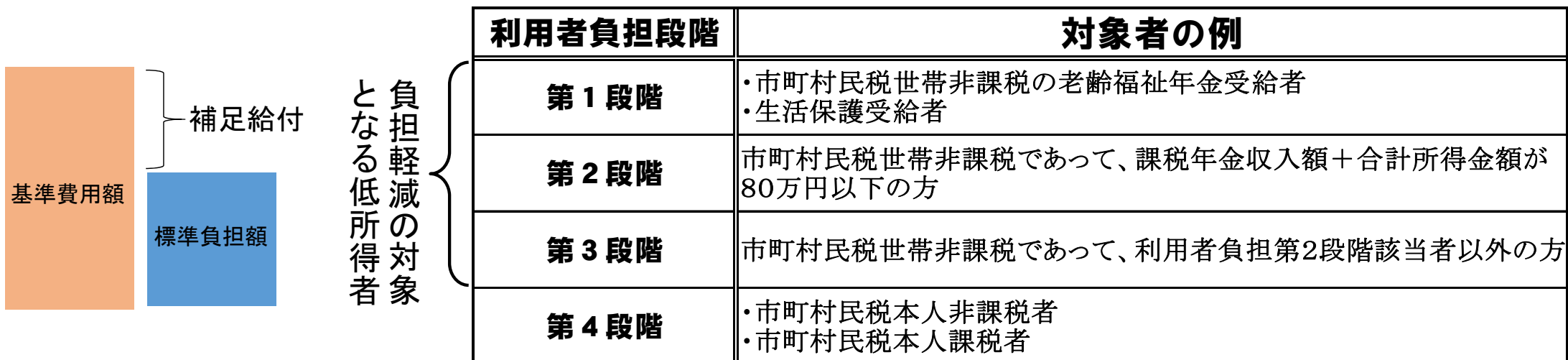
施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外

③ 非課税年金収入

補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案する

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付



			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
				第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	多床室	特養等	840円 (2.5万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
		老健・療養等	370円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型準個室		1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室		1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)

介護施設と在宅との公平性の確保

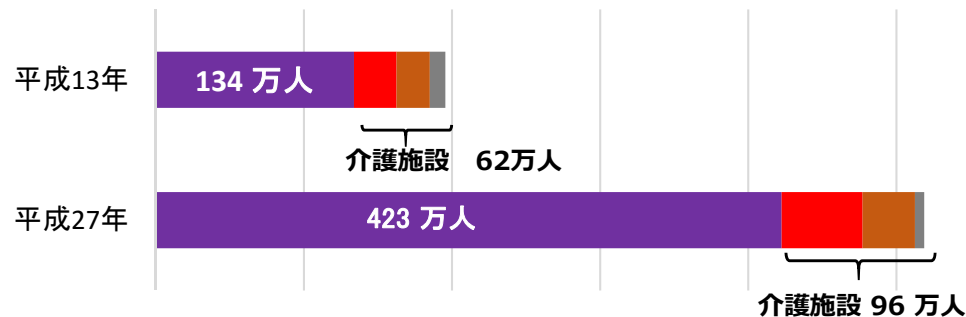
平成29年10月25日
財政制度等審議会
財政制度分科会提出資料

【論点】

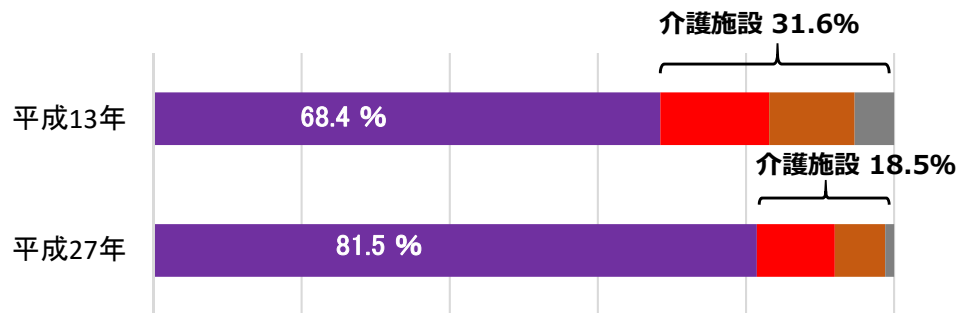
- 近年は介護施設の入所者の割合が減少し、高齢者向け住まいを含めた在宅でのサービス受給者の割合が増大。
- 介護施設等の利用者のうち低所得者には、その居住費・食費について介護保険制度から補足給付が支給されているが、在宅でのサービス利用者は基本的に全額自己負担となっている。

<介護施設・在宅サービスの利用者数・割合（一部推計）>

介護サービス受給者数(万人)



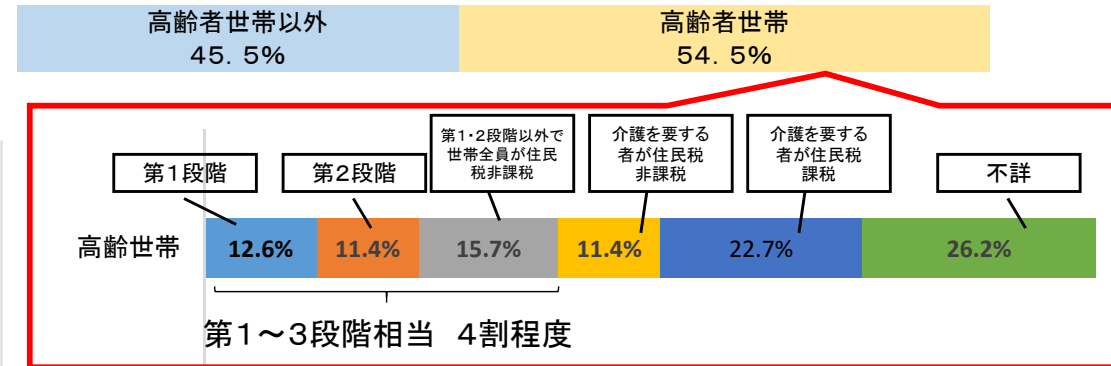
介護サービス受給者割合(%)



■在宅サービス ■介護老人福祉施設 ■介護老人保健施設 ■介護療養型医療施設

(出典)厚生労働省「介護給付費等実態調査」

<介護を要する者（在宅）のいる世帯（高齢者世帯）の所得段階>



(出典)厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

<補足給付の対象範囲>

認定者数:137万人、給付費:3,456億円[平成27年度]

※ 介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

※ 補足給付の支給にあたっては①預貯金等、②配偶者の所得、③非課税年金 を勘案することとなっている。①・②平成27年8月～ ③平成28年8月～
介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

【改革の方向性】（案）

- 今後、更に在宅での介護サービスを利用者が増加していく中で、在宅と施設におけるその負担の公平性を確保するためには、補足給付については、さらに要件等について見直しを検討する必要。

(参考)「社会保障制度改革国民会議報告書」
～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～ 平成25年8月6日

(3) 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

医療法人等との間の競争を避け、地域における医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、当事者間の競争よりも協調が必要であり、その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要である。

このため、医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革を検討する必要がある。

複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待することができる。

あわせて、介護事業者も含めたネットワーク化や高齢化に伴いコンパクトシティ化が進められているまちづくりに貢献していくことも見据えて、医療法人や社会福祉法人が非営利性を担保しつつ都市再開発に参加できるようにする制度や、ヘルスケアをベースとしたコンパクトシティづくりに要する資金調達の手段を、今後慎重に設計されるべきヘルスケアリート等を通じて促進する制度など、総合的な規制の見直しが幅広い観点から必要である。

特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

現行の年金制度の仕組み（2004（H16）年改正）

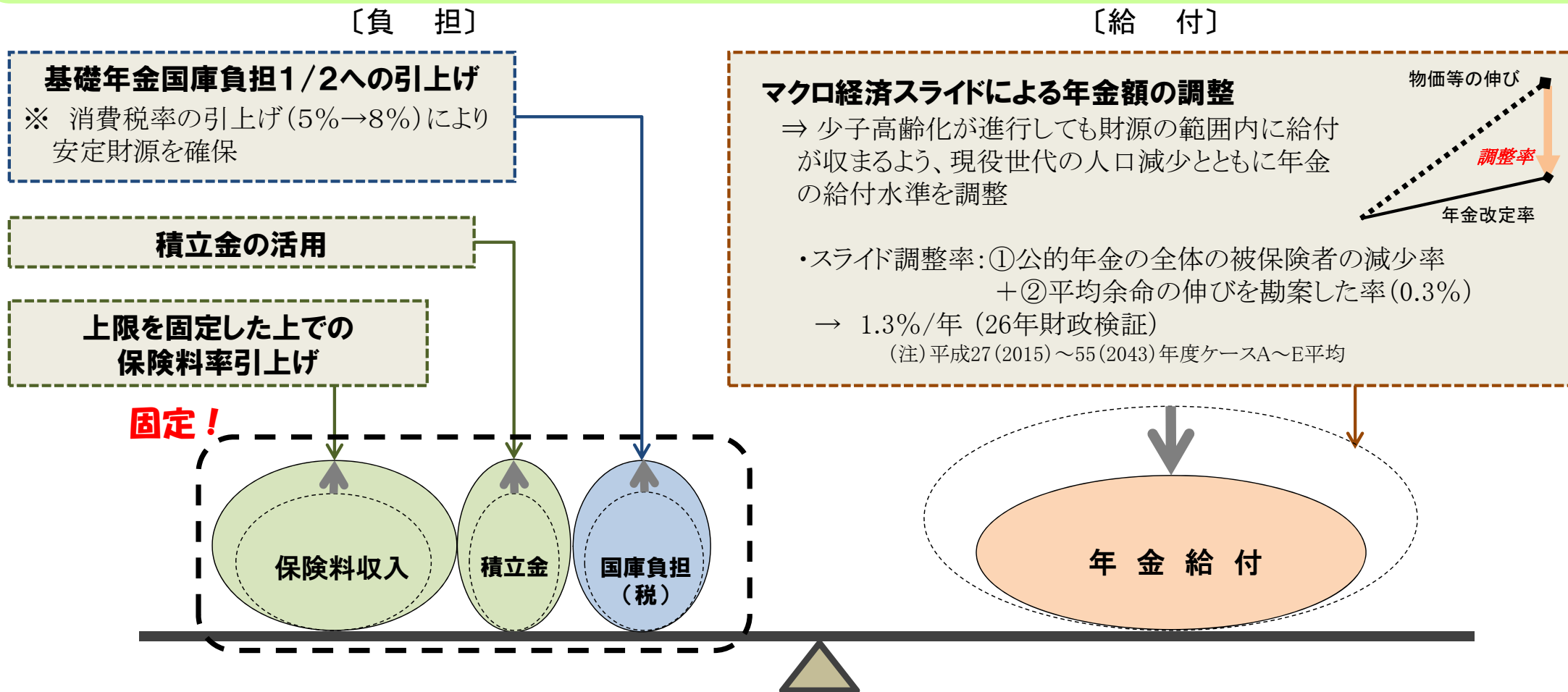
○ 平成16（2004）年改正においては、将来の現役世代の過重な負担を回避するとともに、公的年金としてふさわしい給付水準を確保するとの考え方の下、持続可能な年金制度の構築と信頼の確保に向けた改革を実施。

○ 具体的には、

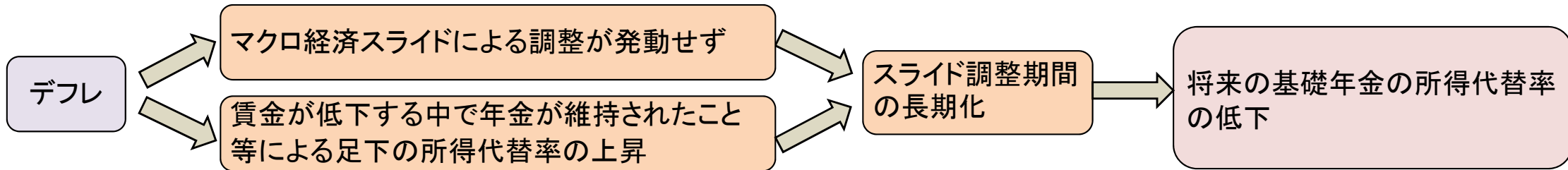
- ① 基礎年金国庫負担を1/2に引上げ
- ② 保険料について上限を固定した上で引上げ（厚生年金：18.3%、国民年金：16,900円（平成29年度～））
- ③ これらにより固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入（給付水準は現役世代の平均的収入の50%以上を確保）

を行い、5年ごとに、年金財政の健全性を検証することとされた（財政検証）。

（注）所得代替率が50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うとされている。



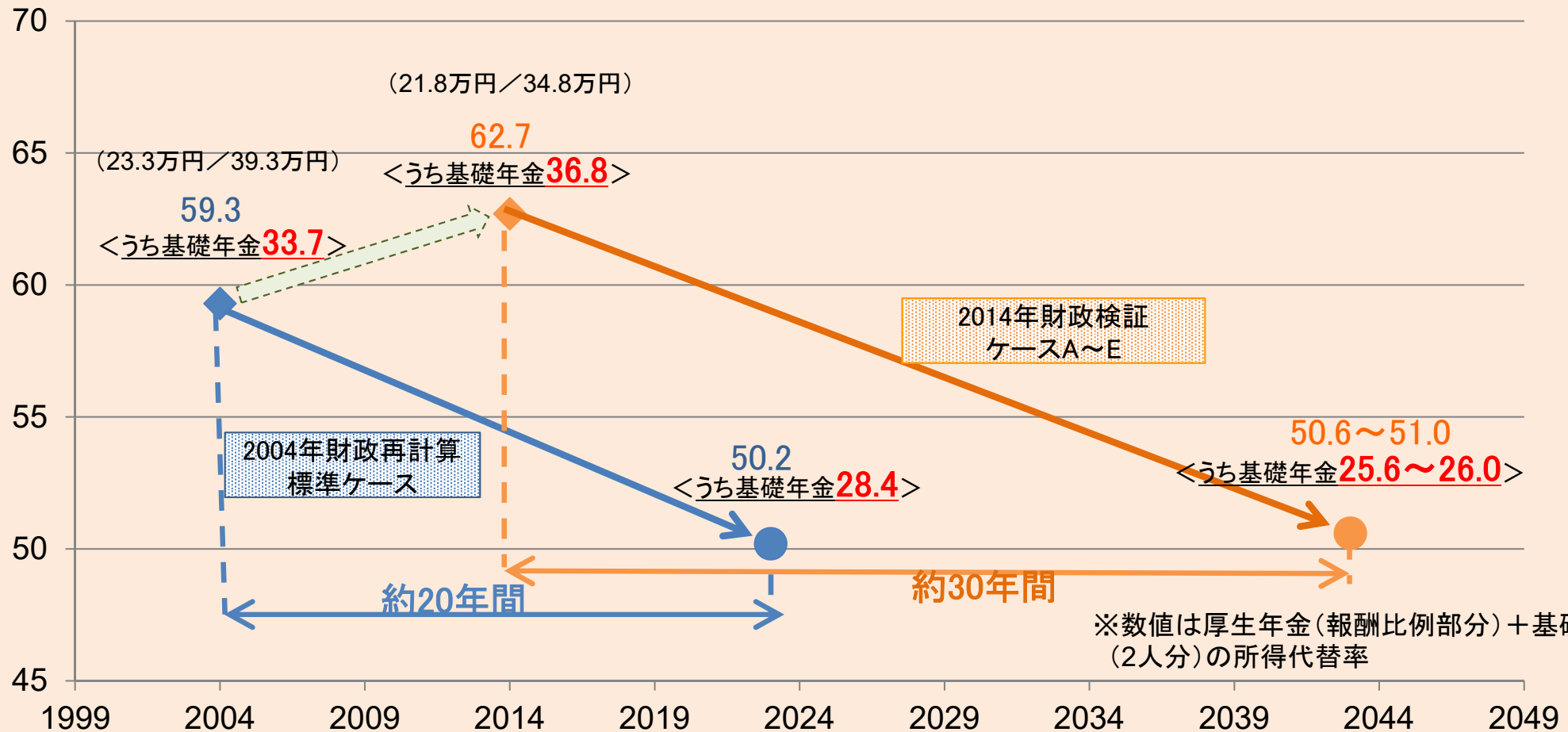
デフレが給付水準に与えた影響



給付水準見通しの変化

※所得代替率とは、現役世代の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する厚生年金＋基礎年金2人分の65歳時の年金額の比率を指す。

所得代替率(%)



※数値は厚生年金（報酬比例部分）＋基礎年金（2人分）の所得代替率

高齢者の定義と区分に関する、日本老年学会・日本老年医学会 高齢者に関する定義検討ワーキンググループからの提言（概要）

フクラシア東京ステーション A 会議室 2017.1.5 14:00-15:00

わが国を含む多くの国で、高齢者は暦年齢 65 歳以上と定義されています。しかし、この定義には医学的・生物学的に明確な根拠はありません。わが国においては、近年、個人差はあるものの、この高齢者の定義が現状に合わない状況が生じています。高齢者、特に前期高齢者の人々は、まだまだ若く活動的な人が多く、高齢者扱いをすることに対する躊躇、されることに対する違和感は多くの人が感じるようです。

このようなことから、日本老年学会、日本老年医学会では、2013 年に高齢者の定義を再検討する合同ワーキンググループを立ち上げ、高齢者の定義についていろいろな角度から議論を重ねてまいりました。近年の高齢者の心身の健康に関する種々のデータを検討した結果、現在の高齢者においては 10～20 年前と比較して加齢に伴う身体的機能変化の出現が 5～10 年遅延しており、「若返り」現象がみられています。従来、高齢者とされてきた 65 歳以上の人でも、特に 65～74 歳の前期高齢者においては、心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能なが大多数を占めています。また、各種の意識調査の結果によりますと、社会一般においても 65 歳以上を高齢者とするに否定的な意見が強くなっており、内閣府の調査でも、70 歳以上あるいは 75 歳以上を高齢者とする意見が多い結果となっています¹⁾。

これらを踏まえ、本ワーキンググループとしては、65 歳以上の人を以下のように区分することを提言したいと思います。

65～74 歳	准高齢者	准高齢期	(pre-old)
75～89 歳	高齢者	高齢期	(old)
90 歳～	超高齢者	超高齢期	(oldest-old, super-old)

この定義は主として先進国の高齢化事情を念頭にしていますが、平均寿命の延伸と「若返り」現象が世界的にひろがるようになれば、全世界的に通用する概念であると考えています。一方、従来の超高齢者 (oldest-old, super-old) については、世界的な平均寿命の延伸にともない、平均寿命を超えた 90 歳以上とするのが妥当と考えます。

高齢者の定義と区分を再検討することの意義は、(1) 従来の定義による高齢者を、社会の支え手でありモチベーションを持った存在と捉えなおすこと、(2) 迫

りつつある超高齢社会を明るく活力あるものにすることです。ただ、高齢者の身体能力の改善傾向が今後も続くかどうかは保証されておらず、あらためて、次世代への健康づくりの啓発が必要と考えています。

われわれの提言が、明るく生産的な健康長寿社会を構築するという、国民の願いの実現に貢献できることを期待しております。

なお、本提言に関する詳細な報告書を後日発表する予定です。

ワーキンググループ メンバー一覧

座長： 甲斐 一郎*（東京大学名誉教授、日本老年学会理事長：老年社会学）（代表）
大内 尉義*（国家公務員共済組合連合会虎の門病院 院長、日本老年学会・日本老年医学会前理事長：老年医学）
副座長：鳥羽 研二*（国立長寿医療研究センター 理事長：老年医学）

日本老年学会から

岡 真人（横浜市立大学 名誉教授：政策学）
北川 公子（共立女子大学看護学部 教授：看護学）
古谷野 亘（聖学院大学大学院人間福祉学研究科 教授：社会学）
内藤 佳津雄（日本大学文理学部心理学科 教授：心理学）
那須 郁夫（日本大学松戸歯学部 教授：歯科医学）
堀 薫夫（大阪教育大学 教授：教育学）
丸山 直記（草加ロイヤルケアセンター 施設長：基礎医学）

日本老年医学会から

秋下 雅弘*（東京大学加齢医学講座 教授、日本老年医学会副理事長：老年医学）
荒井 秀典（国立長寿医療研究センター 副院長、日本老年医学会副理事長：老年医学）
井藤 英喜*（東京都健康長寿医療センター 理事長：老年医学）
鈴木 隆雄（桜美林大学 加齢・発達研究所 所長：老年医学、老年社会学）
羽生 春夫（東京医科大学高齢総合医学 教授：老年医学）
楽木 宏実*（大阪大学老年・総合内科学 教授：日本老年医学会理事長：老年医学）

*会見出席予定者 所属は現在のもの

参考資料

1) 内閣府：平成 26 年度 高齢者の日常生活に関する意識調査
<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h26/sougou/zentai/index.html>

経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画改革工程表2017改定版
(平成29年12月21日経済財政諮問会議)(抄)

集中改革期間						2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度	2018年度						
年金	《厚生労働省》		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	＜㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞ ＜(i)マクロ経済スライドの在り方＞								
	マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した								
	＜(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞								
	中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、第192回臨時国会において成立した		年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる						
	＜(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞								
	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる								
＜(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し＞									
高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる									
個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論									
＜㊸(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省＞									

12

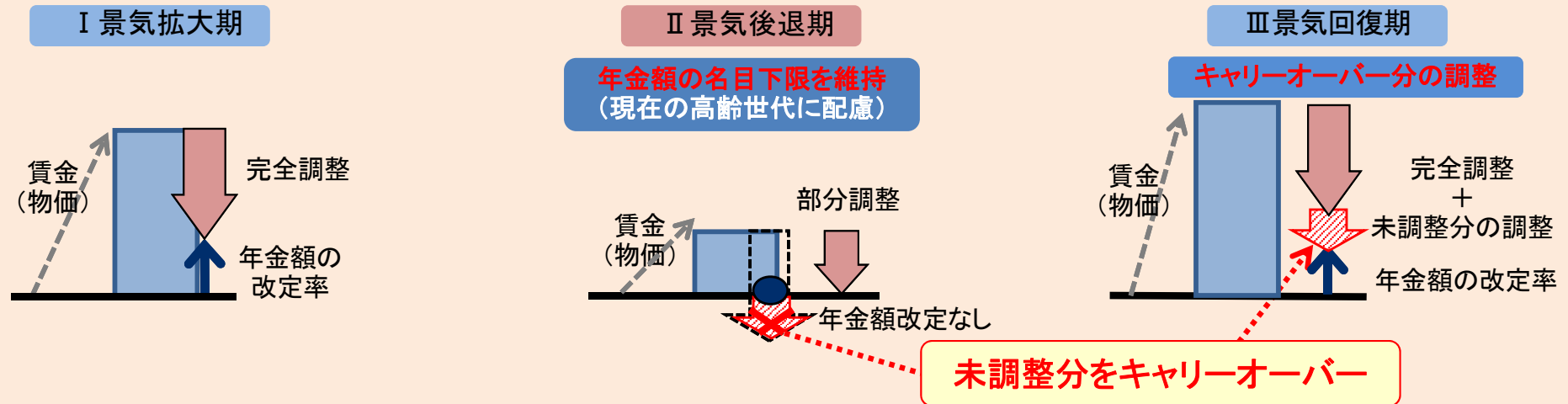
年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

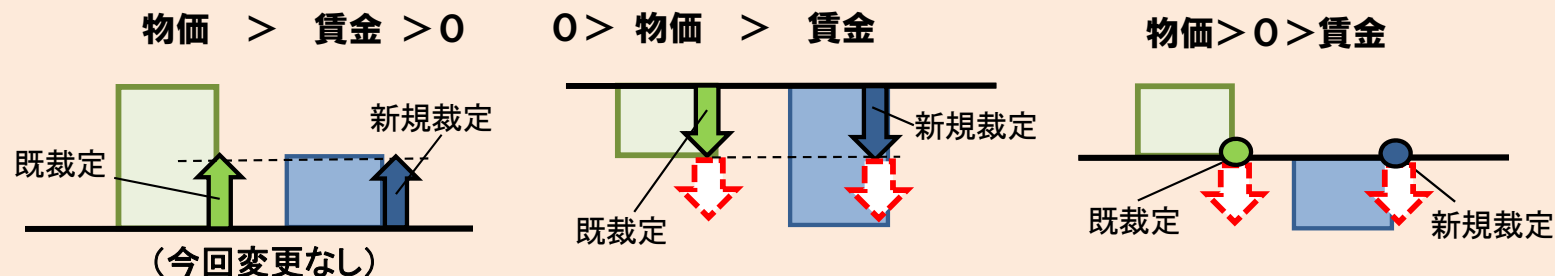
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

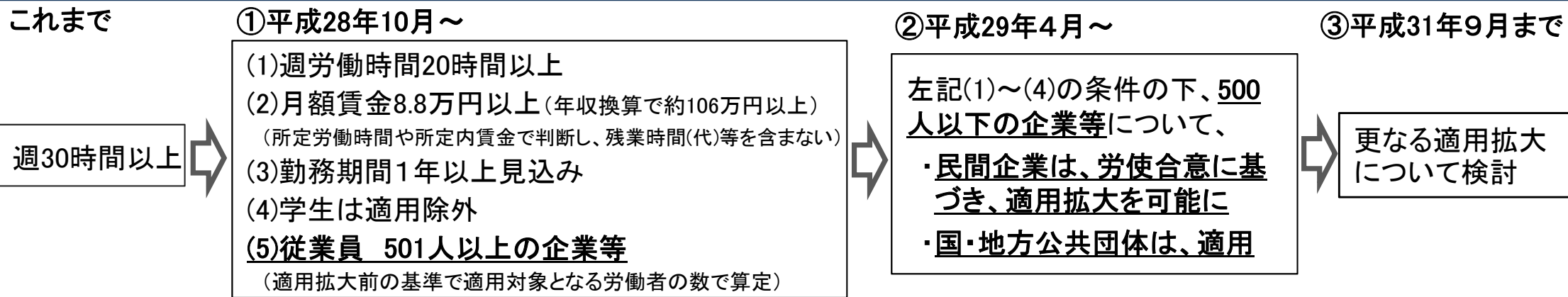
年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



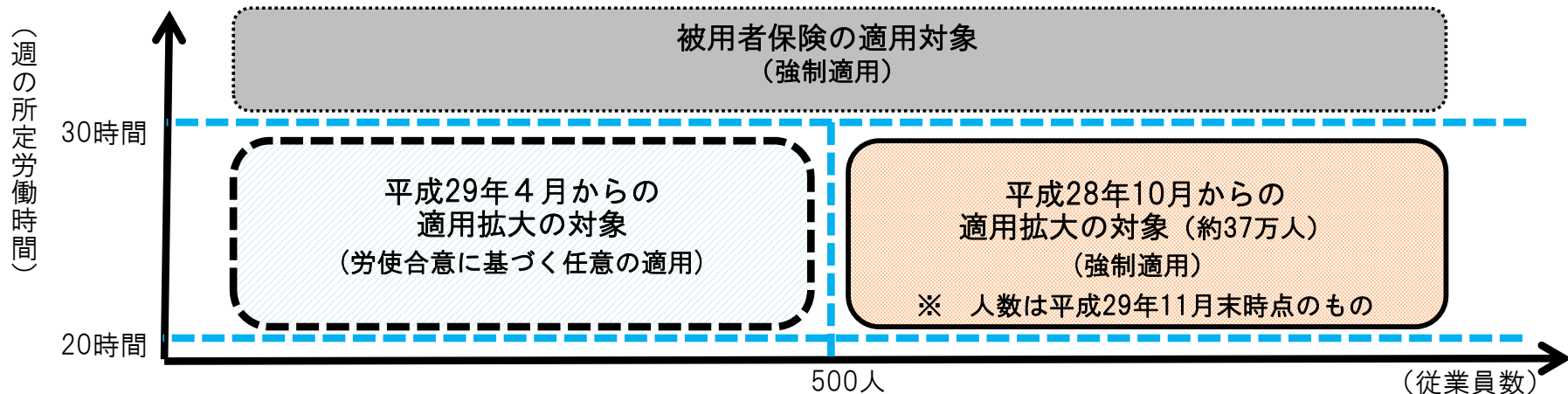
短時間労働者への被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（平成28年10月～）501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ②（平成29年4月～）500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③（平成31年9月までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施。（雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用）

諸外国の支給開始年齢

- 主要先進国（米・英・独・仏・伊）では支給開始年齢の67～68歳への引上げが実施されている。
- 日本は、65歳への引上げの途中であり、また、引上げ後においても、平均寿命が長いことから、他国と比べて平均受給期間が長い。過去の例を見ると、支給開始年齢の引上げの決定から実施までに相当の期間を要している。

	引上げ内容	決定時期	開始時期 (完了時期)	決定から開始 までの期間	2050年時点の 平均受給期間	勤労者世代人口(20～64歳)の 高齢者人口(65歳以上)に対する 比率(2012年→2050年)
日本	60歳→ 65歳 (報酬比例部分・男性)	2000年	2013年 (2025年)	13年	男性:21.9年	2.4人→1.3人
	60歳→ 65歳 (報酬比例部分・女性)	2000年	2018年 (2030年)	18年	女性:27.0年	
米国	65歳→ 67歳	1983年	2003年 (2027年)	20年	男性:18.8年 女性:21.7年	4.4人→2.5人
英国	65歳→ 68歳	2007年	2018年 (2046年)	11年	男性:18.2年 女性:20.9年	3.5人→2.2人
ドイツ	65歳→ 67歳	2007年	2012年 (2029年)	5年	男性:19.1年 女性:22.0年	2.9人→1.5人
フランス	満額受給:65歳→ 67歳 (一部受給:60歳→62歳)	2010年	2016年 (2022年) (一部受給:2011 →2017年)	6年	男性:18.9年 女性:23.1年	3.3人→2.0人
イタリア	66歳(民間女性労働者62歳等) →一律66歳、その後 平均余命の伸びに連動 (2021年に 67歳)	2010年、 2011年	2012年 (2018年)	1年	男性:17.9年 女性:21.4年	2.9人→1.5人

(出所) 堀江奈保子「年金支給開始年齢の更なる引上げ～67歳支給開始の検討とその条件～」(「みずほ総研論集2008年Ⅰ号」より)、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済 2010年1月」、各国政府HP、OECD「Pensions at a Glance 2013」、「Society at a Glance 2014」、「Pensions Outlook 2012」ほかより作成。
(注) フランスについては、満額拠出期間を満たす者は62歳から満額受給が可能。

年金の支給開始年齢と高齢者雇用確保について

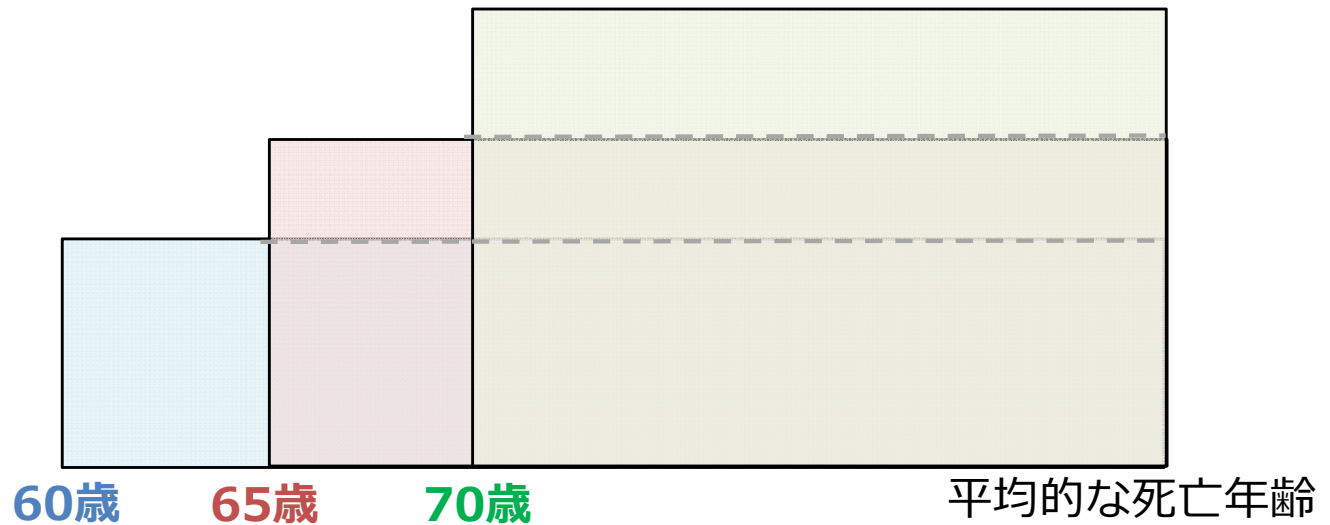
1994年	【年金】 老齢厚生年金の定額部分について、60歳から65歳への引上げを決定 ※3年に1歳ずつ。男子は2001年度から2013年度、女子は2006年度から2018年度にかけて引上げ。
2000年	【年金】 老齢厚生年金の報酬比例部分について、60歳から65歳への引上げを決定 ※3年に1歳ずつ。男子は2013年度から2025年度、女子は2018年度から2030年度にかけて引上げ。
2004年	【雇用】 年金支給開始年齢の引上げに合わせ、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入（例外： <u>労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可</u> ）、③定年の定め廃止、のいずれかの措置をとることを企業に義務付け
2012年	【雇用】 上記の例外規定（下線部分）について、2013年度から廃止することを決定。
2013年	【雇用】 年金支給開始年齢の引上げに対応するため、国家公務員についても、希望する職員の原則再任用を義務付け。併せて、年金支給開始年齢の段階的な引上げ時期ごとに、定年引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行うことを決定。
2017年	【雇用】 公務員の定年引上げについて、具体的な検討を進めることを決定。

老齢年金の繰上げ・繰下げ受給

- 本人が希望すれば、60歳から70歳の範囲で繰り上げ又は繰り下げて年金を受給することが可能。
- 繰り上げて受給する場合は、請求時点に応じて年金が減額され、繰り下げて受給する場合は、請求時点に応じて年金が増額される。

繰上げ・繰下げ受給の考え方

どの年齢を選択しても、受給期間を平均余命までとした場合に、将来受け取る年金給付の総額は変わらないように、減額・増額率が設定されている。



(参考) 繰上げによる減額率 (注1)

請求時の年齢	繰上げによる減額率
60歳	30%
61歳	24%
62歳	18%
63歳	12%
64歳	6%

(参考) 繰下げによる増額率

請求時の年齢	繰下げによる増額率
66歳	8.4%
67歳	16.8%
68歳	25.2%
69歳	33.6%
70歳	42%

(参考1) 繰上げ受給の実績：250.7万人 (34.1%) (注2)

(参考2) 繰下げ受給の実績：10.4万人 (1.4%)

(注1) 繰上げ減額率=0.5%×繰上げた月数(60歳～65歳)、繰下げ増額率=0.7%×繰下げた月数(66歳～70歳) (いずれも昭和16年4月2日以降生まれ)

(注2) 平成28年度末。国民年金 老齢年金受給権者(基礎のみ・旧国年(5年年金除く))を対象)の人数と割合

高齢社会対策大綱（抄） （平成30年2月16日 閣議決定）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

（略）

現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。

（略）

(2) 公的年金制度の安定的運営

（略）

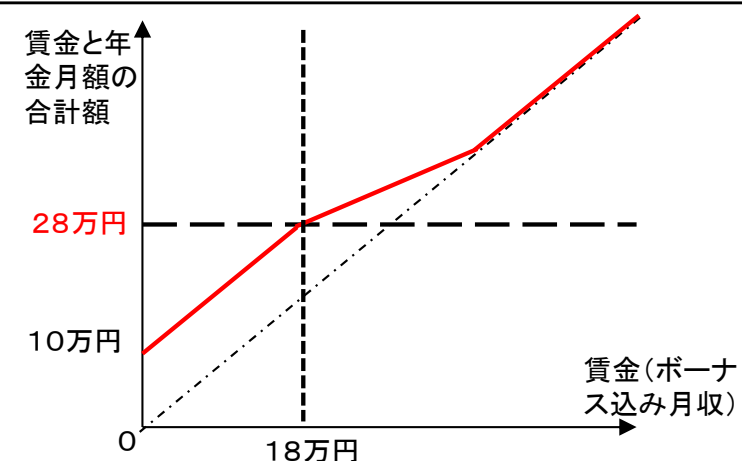
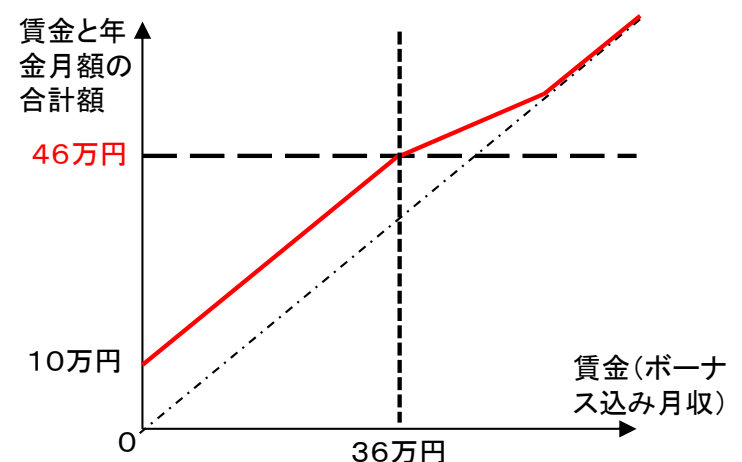
イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築

年金の受給開始時期は、現在、60歳から70歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65歳より後に受給を開始する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。

（略）

在職老齢年金制度について

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。（保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される）
- これは、
 - ・ 働いても不利にならないようにすべき
 - ・ 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべきという2つの要請のバランスの中で行われているもの。

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図 (※)年金額は10万円と仮定
60～65歳	・ 賃金＋年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 ・ 賃金が46万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 ・ 厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年（女性は2030年）以降、対象はいなくなる。	約98万人 約7,000億円 (参考) 受給者総数 約540万人 (※)平成26年度末	
65歳以上	<65～70歳> ・ 賃金＋年金（基礎年金は対象外）の合計額が現役世代の平均月収相当(46万円)を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 <70歳以上> ・ 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。	約28万人 約3,000億円 (参考) 受給者総数 約2,368万人	

* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。

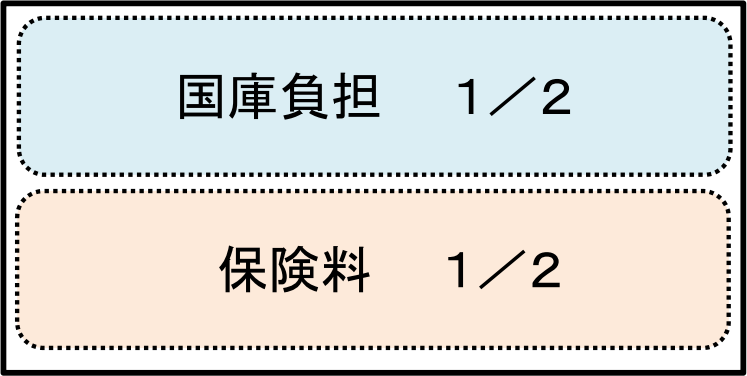
* 「46万円」は、現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。

高齢期の就労と年金受給の在り方

○ 65歳までを保険料拠出期間とすること等については、安定財源の確保にも留意しつつ、引き続き検討する。

現行の仕組み

基礎年金



40年(480月)

20歳 <40年加入で満額> 60歳

20歳から60歳までの全国民が被保険者となる

- 第1号被保険者： 定額保険料を負担
- 第2号被保険者： 厚生年金保険料を負担
(基礎年金分の費用は厚生年金保険料から拠出)
- 第3号被保険者： 被保険者自身の保険料負担なし
(基礎年金分の費用は厚生年金保険料から拠出)

45年拠出モデル



40年(480月) 5年(60月)

20歳 <45年加入で満額> (60歳) 65歳

20歳から65歳までの全国民が被保険者となる

- 第1号被保険者： 定額保険料を負担(保険料納付期間が5年延長)
- 第2号被保険者： 厚生年金保険料を負担
(現在も、被用者であれば70歳までは被保険者)
- 第3号被保険者： 被保険者自身の保険料負担なし
(第3号被保険者となる期間が5年延長)

(最終的な
所得代替率)

ケースCの場合	51. 0%(2043)	6. 6%改善→	57. 6%(2042)	
ケースEの場合	50. 6%(2043)	6. 5%改善→	57. 1%(2042)	
ケースGの場合	42. 0%(2058)	6. 4%改善→	48. 4%(2053)	※()内は給付水準調整の終了年度

この改善に必要な国庫負担は、30~40年後に現在の価格で1兆円強程度-----20

年金保険料拠出期間を45年に延長した場合の基礎年金に係る国庫負担の問題

- 保険料拠出期間を45年に延長した場合、国庫負担1/2により、追加納付された保険料以上に年金額が増加（無業者の場合は、保険料を追加納付することなく、国庫負担分だけ年金額が増加）。
- これらにより、以下のとおり、国庫負担が増加。年金水準の確保に意味はあるが、国庫負担の増加は、将来の現役世代にとって過重な負担になるので、厳に避けるべきではないか（特に、国庫負担の増に見合う財源を確保せずに、保険料拠出期間の延長を行うことは問題）。

（単位：兆円）

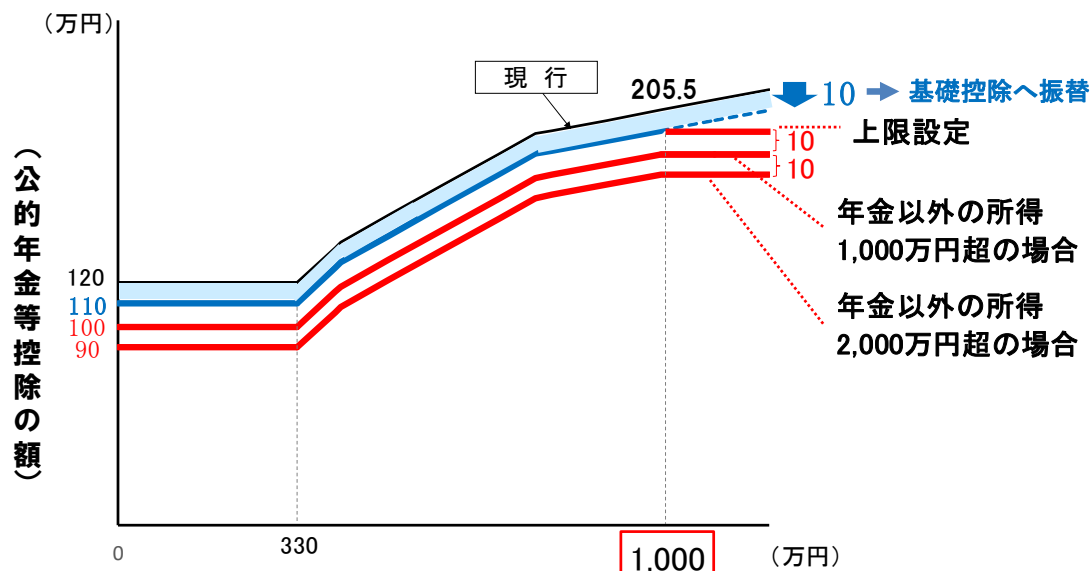
年度	給付		国庫負担			
	現行	45年間払込み	現行 (A)	45年間払込み (B)	増加額 (B - A)	増加率
平成26(2014)	21.8	21.8	11.1	11.1	—	—
平成42(2030)	29.7	30.4	15.2	15.6	+0.4	+2.6%
平成54(2042)	36.2	39.6	18.6	20.4	+1.8	+9.7%
平成62(2050)	42.5	47.9	21.9	24.8	+2.9	+13.2%
平成92(2080)	63.9	73.6	33.0	38.1	+5.1	+15.5%
平成102(2090)	70.9	81.7	36.6	42.3	+5.7	+15.6%
平成112(2100)	78.6	90.5	40.5	46.9	+6.4	+15.8%
平成122(2110)	87.5	100.8	45.1	52.1	+7.0	+15.5%

（注）「26年財政検証」ケースEの場合。

公的年金等控除の適正化（平成30年度税制改正）

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
 - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者（0.5%）の控除額を引き下げる。

見直し案（65歳以上の場合）



（公的年金等の収入金額）

（注）65歳未満の場合、最低保障額（現行70万円）は、
 ・ 基礎控除への振替により60万円、
 ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
 ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

負担増となる見込みの人数

年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超の者（うち2,000万円超の者）	20万人程度 （うち10万人程度）
合計	20万人程度

年金受給者全体（4,000万人程度）の0.5%程度